

1.自治体の状況について		
問1-1. 貴自治体名についてご記入ください。(記述回答)		
問1-2. 貴自治体の人口及び高齢者数、要介護認定者数について伺います。2017年4月1日現在の値と2025年度の推計値についてご記入ください。(数値記入) ※不明な場合、把握困難な場合等は空欄としてください。 ※要介護認定者数は要支援を含めた総数をご記入ください。		
人口	2017年4月1日現在	人
	2025年推計値	人
高齢者数 (65歳以上人口)	2017年4月1日現在	人
	2025年推計値	人
要介護認定者数	2017年4月1日現在	人
	2025年推計値	人
介護保険サービス利用者数	2017年4月1日現在	人
	2025年推計値	人
問1-3. 貴自治体に所在する介護保険サービスの提供事業所数を伺います。2017年4月1日現在の値についてご記入ください。(数値記入) ※詳細が不明な場合等は概算でご記入ください。 ※介護予防サービス、総合事業サービス事業所は含めない値をご記入ください。		
訪問介護事業所数	事業所	
通所介護事業所数	事業所	
本シートの設問は以上です。次のシートのご回答をお願いいたします。		

2.介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせた提供に関するルールや文書類の作成状況等について

問2-1. 貴自治体では、介護保険サービス(介護給付に基づいて提供される居宅サービス)と保険外サービス(※)を組み合わせた提供に関して、

平成29年1月～12月の期間に事業者等から照会・問い合わせはどの程度ありましたか。以下の選択肢から、最も近いものに「○」を入力してください。

なお、「照会・問い合わせ」は、対面、書面、電話等を含めたものとしてご回答ください。(単一選択)

※本調査票における「保険外サービス」とは、介護保険サービスの利用者(要介護高齢者)に対するサービスであって、全額自費で利用されるサービスを指すこととします。

したがって、公費を用いて提供される事業・サービスは含まれないこととします(以下同様)。なお、訪問介護に関しては、要介護者の同居家族向けのサービスも含むこととします。

※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「○」が表示されますので選択してください。

1. 100件以上の照会・問い合わせがあった
2. 60～99件程度の照会・問い合わせがあった
3. 40～59件程度の照会・問い合わせがあった
4. 20～39件程度の照会・問い合わせがあった

5. 10～19件程度の照会・問い合わせがあった
6. 1～9件程度の照会・問い合わせがあった
7. 照会・問い合わせはなかった
8. 集計・カウントしていないため件数は不明

問2-2. 介護保険サービスと保険外サービスの組合せに関する事業者等からの照会・問合せについて、一貫性・統一性のある対応・回答を行うために

貴自治体で実施している取組はありますか。以下のうち、あてはまるものに「○」を入力してください。(単一選択)

※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「○」が表示されますので選択してください。

1. 実施している取組がある →問2-2-1.へ
2. 実施している取組はない →問2-3.へ

問2-2-1. 実施されている内容について、あてはまるものすべてに「○」を入力してください。(複数選択可)

1. 条例や要綱等、自治体としてルールを整備し、公表している
2. 照会・問い合わせに対する、Q&Aやマニュアル、手引き等を作成し、公表している
3. 公表はしていないが、対応・回答について整理しており(内規や対応履歴等)、行政内部で共有・利用している
4. 電話や口頭での照会・問合せを行政内部で共有・検討した上で対応・回答している
5. 照会・問合せを受ける担当を一元化することで対応・回答の差が生じないようにしている
6. その他の取組を実施している →問2-2-2.へ

問2-2-1.で「6.その他の取組を実施している」を選択された場合にご回答ください。

問2-2-2. 実施されている内容について以下の枠内に具体的にご記入ください。(記述回答)

問2-3. 訪問介護と保険外サービスの連続的な提供における「明確な区分」について、事業者等に提示可能な独自の文書やルール等を

作成していますか。以下のうちあてはまるものに「○」を入力してください。(単一選択)

注) 平成12年11月16日老振第76号「指定訪問介護事業所の事業運営の取扱等について」において、介護保険サービスと「明確に区分」することで
保険外サービスを提供することが可能とされていますが、明確な区分の方法等について明示されではありません、自治体ごとに具体的な方法を定めている
状況にあります。本設問では、明確な区分について各自治体がどのように方法を定められているのかについてその実態を把握するために
明確な区分に関する独自の文書やルールを作成しているか否か、その内容について伺います。

※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「○」が表示されますので選択してください。

1. 国の省令・通知等の内容に具体例・解釈例を加えた独自の文書やルール等を作成している →問2-3-1.へ
2. 国の省令・通知等の内容を抜粋・引用して独自の文書を作成している(独自の解釈や具体例は含めていない)
3. 独自の文書やルール等は作成していない

問2-3-1.で「1.国の省令・通知等の内容に具体例・解釈例を加えた独自の文書やルール等を作成している」を選択された場合にご回答ください。

問2-3-1. 独自に付加されている内容(明示している具体例や解釈例等)について可能な範囲でご教示ください。

以下の枠内に概要をご記入いただくか、該当する文書を本アンケートご提出時にメールに添付してください。(記述回答)

問2-4. 通所介護を提供中の利用者に対する保険外サービスの提供について、事業者等に提示可能な独自の文書やルール等を

作成していますか。以下のうちあてはまる方の枠内に「○」を選択してください。(単一選択)

※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「○」が表示されますので選択してください。

1. 国の省令・通知等の内容に具体例・解釈例を加えた独自の文書やルール等を作成している →問2-4-1.へ
2. 国の省令・通知等の内容を抜粋・引用して独自の文書を作成している(独自の解釈や具体例は含めていない)
3. 独自の文書やルール等は作成していない

問2-4-1.で「1.国の省令・通知等の内容に具体例・解釈例を加えた独自の文書やルール等を作成している」を選択された場合にご回答ください。

問2-4-1. 独自に付加されている内容(明示している具体例や解釈例等)について可能な範囲でご教示ください。

以下の枠内に概要をご記入いただくか、該当する文書を本アンケートご提出時にメールに添付してください。(記述回答)

問2-5. 通所介護を提供していない時間帯における通所介護事業所の設備・人員を利用した保険外サービスの提供について、

事業者等に提示可能な独自の文書やルール等を作成していますか。以下のうちあてはまる方の枠内に「○」を選択してください。(単一選択)

※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「○」が表示されますので選択してください。

- | | |
|--------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> | 1. 国の省令・通知等の内容に具体例・解釈例を加えた独自の文書やルール等を作成している |
| <input type="checkbox"/> | 2. 国の省令・通知等の内容を抜粋・引用して独自の文書を作成している(独自の解釈や具体例は含めていない) |
| <input type="checkbox"/> | 3. 独自の文書やルール等は作成していない |

→問2-5-1.へ

問2-5で「1.国の省令・通知等の内容に具体例・解釈例を加えた独自の文書やルール等を作成している」を選択された場合にご回答ください。

問2-5-1. 独自に付加されている内容(明示している具体例や解釈例等)について可能な範囲でご教示ください。

以下の枠内に概要をご記入いただくか、該当する文書を本アンケートご提出時にメールに添付してください。(記述回答)

問2-6. 訪問介護あるいは通所介護における、利用者の自己負担で介護保険サービスと同等の保険外サービスを提供する場合の価格規制について、

事業者等に提示可能な独自の文書やルール等を作成していますか。以下のうちあてはまる方の枠内に「○」を選択してください。(単一選択)

※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「○」が表示されますので選択してください。

- | | |
|--------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> | 1. 国の省令・通知等の内容に具体例・解釈例を加えた独自の文書やルール等を作成している |
| <input type="checkbox"/> | 2. 国の省令・通知等の内容を抜粋・引用して独自の文書を作成している(独自の解釈や具体例は含めていない) |
| <input type="checkbox"/> | 3. 独自の文書やルール等は作成していない |

→問2-6-1.へ

問2-6で「1.国の省令・通知等の内容に具体例・解釈例を加えた独自の文書やルール等を作成している」を選択された場合にご回答ください。

問2-6-1. 独自に付加されている内容(明示している具体例や解釈例等)について可能な範囲でご教示ください。

以下の枠内に概要をご記入いただくか、該当する文書を本アンケートご提出時にメールに添付してください。(記述回答)

本シートの設問は以上です。次のシートのご回答をお願いいたします。

3. 訪問介護における同一事業者による介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせたサービス提供への対応等について

問3-1. 貴自治体では、平成29年1月～12月の期間に、訪問介護と保険外サービスを連続して提供する以下の場合について、事業者に対して助言・指導(※)を実施されましたか。(単一選択)

【訪問介護の前後に連続して、自宅内で保険外サービスを提供すること】

(例:介護保険サービスの提供後に、介護保険サービスで提供できない生活援助を保険外サービス(自費サービス)で連続して提供すること)

※ここで「助言・指導」とは対面・口頭、書面、電話等での対応全般のこととし、疑義照会・問い合わせへの対応、ケア会議等での指摘等も含めてご回答ください(以下同様)。

※本調査票における「保険外サービス」とは、介護保険サービスの利用者(要介護高齢者)に対するサービスであって、全額自費で利用されるサービスを指すこととします。

したがって、公費を用いて提供される事業・サービスは含まれないこととします(以下同様)。なお、訪問介護に関しては、要介護者の同居家族向けのサービスも含むこととします。

※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「〇」が表示されますので選択してください。

- 1. 多くの事業者・事業所等に対して助言・指導を実施したことがある(30件以上) →問3-1-1.へ
- 2. 一定数の事業者・事業所等に対して助言・指導を実施したことがある(10～29件程度) →問3-1-1.へ
- 3. 少数ではあるが助言・指導したことがある(10件未満) →問3-1-1.へ
- 4. 助言・指導したことはない →問3-2.へ

問3-1で選択肢1～3を選択された場合にご回答ください。

問3-1-1. 事業者等に助言・指導された内容として該当するものすべてに「〇」を入力してください。(複数選択可)

※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「〇」が表示されますので選択してください。

- 1. 訪問介護と保険外サービスを連続して提供すること自体を不可とすること →問3-1-3.へ
- 2. 訪問介護と保険外サービスについて、それぞれを提供するスタッフを別とすること
- 3. 訪問介護と保険外サービスの区分・区切りが明確となるような提供手順・方法とすること
- 4. 上記以外の助言・指導 →問3-1-2.へ

問3-1-1で「4.上記以外の助言・指導」を選択された場合にご回答ください。

問3-1-2. 実施された助言・指導内容について以下の枠内にご記入ください。(記述回答)

問3-1-1で「3.訪問介護と保険外サービスの区分・区切りが明確となるような提供手順・方法とすること」を選択された場合にご回答ください。

問3-1-3. 両サービスの区分の方法について具体的な内容を助言・指導されていますか。以下からあてはまるものを選択してください。

(複数選択可。ただし、6.を選択された場合は他の選択肢の選択不可)

※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「〇」が表示されますので選択してください。

- 1. エプロンを付け替える等、見た目で別サービスであることを利用者が判別できるようにすること
- 2. 一度外に出る等、物理的に切り離すことで別サービスであることを利用者が判別できるようにすること
- 3. 利用者に丁寧に説明を実施し、別のサービスであることを十分に理解させること
- 4. 連続しての提供ではあるが、両サービスの間に一定の時間を空け、別のサービスであると利用者が判別できるようにすること
- 5. 文書として時間の記録を残し区分を確認できるような手順をとること
- 6. 上記以外の区分の方法で対応すること →問3-1-4.へ
- 7. 具体的な区分の方法については助言・指導していない

問3-1-3で「6.上記以外の区分・区切りの方法で対応すること」を選択された場合にご回答ください。

問3-1-4. 助言・指導された区分・区切りの方法について以下の枠内にその内容をご記入ください。(記述回答)

問3-2. 平成29年1月～12月の期間に、訪問介護と保険外サービスを連続して提供する以下の場合について、事業者に対して助言・指導を実施されましたか。(単一選択)

【訪問介護の提供時間の合間に、保険外サービスを提供すること】

(例:介護保険サービスとして自宅で掃除介助等を提供している間に、保険外サービスとして介護保険サービスを受給していない同居家族分の

部屋掃除や洗濯のサービスを提供すること)

※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「〇」が表示されますので選択してください。

- 1. 多くの事業者・事業所等に対して助言・指導を実施したことがある(30件以上) →問3-2-1.へ
- 2. 一定数の事業者・事業所等に対して助言・指導を実施したことがある(10～29件程度) →問3-2-1.へ
- 3. 少数ではあるが助言・指導したことがある(10件未満) →問3-2-1.へ
- 4. 助言・指導したことはない →問3-3.へ

問3-2で選択肢1～3を選択された場合にご回答ください。

問3-2-1. 事業者等に助言・指導された内容として該当するものすべてに「〇」を入力してください。(複数選択可)

※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「〇」が表示されますので選択してください。

- 1. 訪問介護の提供時間の合間に保険外サービスを提供すること自体を不可とすること
- 2. 訪問介護の提供時間中に保険外サービスを提供する場合は、それを提供するスタッフを別とすること
- 3. 訪問介護と保険外サービスの区分が明確となるような提供手順・方法とすること →問3-2-3.へ
- 4. 上記以外の助言・指導 →問3-2-2.へ

問3-2-1で「4.上記以外の助言・指導」を選択された場合にご回答ください。

問3-2-2. 実施された助言・指導内容について以下の枠内にご記入ください。(記述回答)

問3-2-1で「3.訪問介護と保険外サービスの区分・区切りが明確となるような提供手順・方法とすること」を選択された場合にご回答ください。

問3-2-3. 両サービスの区分の方法について具体的な内容を助言・指導されていますか。以下からあてはまるものを選択してください。

(複数選択可。ただし、6.を選択された場合は他の選択肢の選択不可)

※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「〇」が表示されますので選択してください。

- 1. エプロンを付け替える等、見た目で別サービスであることを利用者が判別できるようにすること
- 2. 一度外に出る等、物理的に切り離すことで別サービスであることを利用者が判別できるようにすること
- 3. 利用者に丁寧に説明を実施し、別のサービスであることを十分に理解させること
- 4. 連続しての提供ではあるが、両サービスの間に一定の時間を空け、別のサービスであると利用者が判別できるようにすること
- 5. 文書として時間の記録を残し区分・区切りを確認できるような手順をとること
- 6. 上記以外の区分の方法で対応すること →問3-2-4.へ
- 7. 具体的な区分の方法については助言・指導していない

問3-2-3で「6.上記以外の区分の方法で対応すること」を選択された場合にご回答ください。

問3-2-4. 助言・指導された区分の方法について以下の枠内にその内容をご記入ください。(記述回答)

問3-3. 平成29年1月～12月の期間に、訪問介護と保険外サービスを連続して提供する以下の場合について、事業者に対して助言・指導を実施されましたか。(単一選択)

【訪問介護の提供と同時に保険外サービスを提供すること】

(例:介護保険サービスとして調理介助のサービスを提供する際、同時に介護保険サービスを受給していない同居家族分の食事を作ること)

※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「〇」が表示されますので選択してください。

- 1. 多くの事業者・事業所等に対して助言・指導を実施したことがある(30件以上) →問3-3-1.へ
- 2. 一定数の事業者・事業所等に対して助言・指導を実施したことがある(10～29件程度) →問3-3-1.へ
- 3. 少数ではあるが助言・指導したことがある(10件未満) →問3-3-1.へ
- 4. 助言・指導したことはない →問3-4.へ

問3-3で選択肢1～3を選択された場合にご回答ください。

問3-3-1. 事業者等に助言・指導された内容として該当するものすべてに「〇」を入力してください。(複数選択可)

※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「〇」が表示されますので選択してください。

- 1. 訪問介護の提供と同時に保険外サービスを提供すること自体を不可とすること →問3-3-3.へ
- 2. 訪問介護の提供と同時に保険外サービスを提供する場合は、それぞれを提供するスタッフを別とすること
- 3. 訪問介護と保険外サービスの区分・区切りが明確となるような提供手順・方法とすること
- 4. 上記以外の助言・指導 →問3-3-2.へ

問3-3-1で「4.上記以外の助言・指導」を選択された場合にご回答ください。

問3-3-2. 実施された助言・指導内容について以下の枠内にご記入ください。(記述回答)

問3-3-1で「3.訪問介護と保険外の区分が明確となるような提供手順・方法とすること」を選択された場合にご回答ください。

問3-3-3. 区分の方法について助言・指導したことがある場合、その内容について以下の枠内にご記入ください。(記述回答)

※具体的な方法の助言・指導がない場合は空欄としてください。

問3-4. 平成29年1月～12月の期間に、訪問介護と保険外サービスを連続して提供する以下の場合について、事業者に対して助言・指導を実施されましたか。(単一選択)

【外出支援のサービス提供の後に連続して、自宅外で保険外サービスを提供すること】

(例:通常立ち回る行き先からの帰り道に、保険外サービスとして通常立ち回る場所以外の場所(スーパー、商店等での買い物)に立ち寄る支援を行うこと)

※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「〇」が表示されますので選択してください。

- 1. 多くの事業者・事業所等に対して助言・指導を実施したことがある(30件以上) →問3-4-1.へ
- 2. 一定数の事業者・事業所等に対して助言・指導を実施したことがある(10～29件程度) →問3-4-1.へ
- 3. 少数ではあるが助言・指導したことがある(10件未満) →問3-4-1.へ
- 4. 助言・指導したことはない →問3-5.へ

問3-4で選択肢1～3を選択された場合にご回答ください。

問3-4-1. 事業者等に助言・指導された内容として該当するものすべてに「〇」を入力してください。(複数選択可)

※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「〇」が表示されますので選択してください。

- 1. 訪問介護の提供に連続して保険外サービスを提供すること自体を不可とすること
- 2. 訪問介護の提供に連続して保険外サービスを提供する場合は、それぞれを提供するスタッフを別とすること
- 3. 訪問介護と保険外サービスの区分が明確となるような提供手順・方法とすること →問3-4-3.へ
- 4. 上記以外の助言・指導 →問3-4-2.へ

問3-4-1で「4.上記以外の助言・指導」を選択された場合にご回答ください。

問3-4-2. 実施された助言・指導内容について以下の枠内にご記入ください。(記述回答)

問3-4-1で「3.訪問介護と保険外サービスの区分・区切りが明確となるような提供手順・方法とすること」を選択された場合にご回答ください。

問3-4-3. 両サービスの区分・区切りの方法について具体的な内容を助言・指導されていますか。以下からあてはまるものを選択してください。

(複数選択可。ただし、6.を選択された場合は他の選択肢の選択不可)

※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「〇」が表示されますので選択してください。

- 1. エプロンを付け替える等、見た目で別サービスであることを利用者が判別できるようにすること
- 2. 一度外に出る等、物理的に切り離すことで別サービスであることを利用者が判別できるようにすること
- 3. 利用者に丁寧に説明を実施し、別のサービスであることを十分に理解させること
- 4. 連続しての提供ではあるが、両サービスの間に一定の時間を空け、別のサービスであると利用者が判別できるようにすること
- 5. 文書として時間の記録を残し区分・区切りを確認できるような手順をとること
- 6. 上記以外の区分・区切りの方法で対応すること →問3-4-4.へ
- 7. 具体的な区分方法については助言・指導していない

問3-4-3で「6.上記以外の区分・区切りの方法で対応すること」を選択された場合にご回答ください。

問3-4-4. 助言・指導された区分・区切りの方法について以下の枠内にその内容をご記入ください。(記述回答)

問3-5. 平成29年1月～12月の期間に、訪問介護と保険外サービスを連続して提供する以下の場合について、事業者に対して助言・指導を実施されましたか。(単一選択)

【自宅における訪問介護の提供の後に、自宅外で保険外サービスを提供すること】

(例:自宅での介護保険サービス提供後に保険外サービスで外出付き添いを行うこと)

※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「〇」が表示されますので選択してください。

- 1. 多くの事業者・事業所等に対して助言・指導を実施したことがある(30件以上) →問3-5-1.へ
- 2. 一定数の事業者・事業所等に対して助言・指導を実施したことがある(10～29件程度) →問3-5-1.へ
- 3. 少数ではあるが助言・指導したことがある(10件未満) →問3-5-1.へ
- 4. 助言・指導したことはない →問3-6.へ

▶ 間3-5で選択肢1～3を選択された場合にご回答ください。

問3-5-1. 事業者等に助言・指導された内容として該当するものすべてに「〇」を入力してください。(複数選択可)

※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「〇」が表示されますので選択してください。

- 1. 訪問介護の提供に連続して保険外サービスを提供すること自体を不可とすること
- 2. 訪問介護の提供に連続して保険外サービスを提供する場合は、それぞれを提供するスタッフを別とすること
- 3. 訪問介護と保険外サービスの区分が明確となるような提供手順・方法とすること
- 4. 上記以外の助言・指導 →問3-5-2.へ

→問3-5-3.へ

▶ 間3-5-1で「4.上記以外の助言・指導」を選択された場合にご回答ください。

問3-5-2. 実施された助言・指導内容について以下の枠内にご記入ください。(記述回答)

▶ 間3-5-1で「3.訪問介護と保険外サービスの区分が明確となるような提供手順・方法とすること」を選択された場合にご回答ください。

問3-5-3. 両サービスの区分の方法について具体的な内容を助言・指導されていますか。以下からあてはまるものを選択してください。

(複数選択可。ただし、6を選択された場合は他の選択肢の選択不可)

※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「〇」が表示されますので選択してください。

- 1. エプロンを付け替える等、見た目で別サービスであることを利用者が判別できるようにすること
- 2. 一度外に出る等、物理的に切り離すことで別サービスであることを利用者が判別できるようにすること
- 3. 利用者に丁寧に説明を実施し、別のサービスであることを十分に理解させること
- 4. 連続しての提供ではあるが、両サービスの間に一定の時間を空け、別のサービスであると利用者が判別できるようにすること
- 5. 文書として時間の記録を残し区分を確認できるような手順をとること
- 6. 上記以外の区分の方法で対応すること →問3-5-4.へ
- 7. 具体的な区分の方法については助言・指導していない

▶ 間3-5-3で「6.上記以外の区分の方法で対応すること」を選択された場合にご回答ください。

問3-5-4. 助言・指導された区分の方法について以下の枠内にその内容をご記入ください。(記述回答)

問3-6. 平成29年1月～12月の期間に、訪問介護と保険外サービスを連続して提供する以下の場合について、事業者に対して助言・指導を実施されましたか。(単一選択)

【通院等乗降介助の提供時間の合間に、保険外サービスを提供すること】

(例:介護保険サービスとして通院等乗降介助を提供する合間に、院内で保険外サービスとして付き添い介助サービスを提供すること)

※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「〇」が表示されますので選択してください。

- 1. 多くの事業者・事業所等に対して助言・指導を実施したことがある(30件以上) →問3-6-1.へ
- 2. 一定数の事業者・事業所等に対して助言・指導を実施したことがある(10～29件程度) →問3-6-1.へ
- 3. 少数ではあるが助言・指導したことがある(10件未満) →問3-6-1.へ
- 4. 助言・指導したことはない →問3-7.へ

▶ 間3-6で選択肢1～3を選択された場合にご回答ください。

問3-6-1. 事業者等に助言・指導された内容として該当するものすべてに「〇」を入力してください。(複数選択可)

※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「〇」が表示されますので選択してください。

- 1. 通院等乗降介助の提供時間の合間に保険外サービスを提供すること自体を不可とすること
- 2. 通院等乗降介助の提供時間中に保険外サービスを提供する場合は、それを提供するスタッフを別とすること
- 3. 通院等乗降介助と保険外サービスの区分が明確となるような提供手順・方法とすること
- 4. 上記以外の助言・指導 →問3-6-2.へ

→問3-6-3.へ

▶ 間3-6-1で「4.上記以外の助言・指導」を選択された場合にご回答ください。

問3-6-2. 実施された助言・指導内容について以下の枠内にご記入ください。(記述回答)

▶ 間3-6-1で「3.通院等乗降介助と保険外サービスの区分・区切りが明確となるような提供手順・方法とすること」を選択された場合にご回答ください。

問3-6-3. 両サービスの区分の方法について具体的な内容を助言・指導されていますか。以下からあてはまるものを選択してください。

(複数選択可。ただし、6を選択された場合は他の選択肢の選択不可)

※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「〇」が表示されますので選択してください。

- 1. 服装を変える等、見た目で別サービスであることを利用者が判別できるようにすること
- 2. 利用者に丁寧に説明を実施し、別のサービスであることを十分に理解させること
- 3. 連続しての提供ではあるが、両サービスの間に一定の時間を空け、別のサービスであると利用者が判別できるようにすること
- 4. 文書として時間の記録を残し区分・区切りを確認できるような手順をとること
- 5. 上記以外の区分の方法で対応すること →問3-6-4.へ
- 6. 具体的な区分の方法については助言・指導していない

▶ 間3-6-3で「6.上記以外の区分の方法で対応すること」を選択された場合にご回答ください。

問3-6-4. 助言・指導された区分の方法について以下の枠内にその内容をご記入ください。(記述回答)

問3-7. 訪問介護と保険外サービスの連続的提供について、適正な介護保険事業運営を担保するためにどのような工夫・取組を行われていますか。以下のうち、あてはまるものをすべて選択してください。(複数選択可)

※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「〇」が表示されますので選択してください。

1. 保険外サービスも全てケアプランに位置づけることの指導
 2. アセスメントに多職種が参画するようにすることの指導
 3. 保険外サービスの契約条件及び契約時における説明事項の基準や考え方の発信
 4. 利用者やその家族等からの相談・苦情受付窓口の設置
 5. 事業者向けの説明会、連絡会等での説明
 6. 個別サービス事業所への指導・監査等の場での説明
 7. 個別事例を取り扱う地域ケア会議の開催
 8. ケアマネジャー向けの説明会、連絡会等での説明
 9. ケアプラン点検や適正化事業等を通じた説明
 10. 上記以外の工夫・取組を実施

問3-7で「10.上記以外の工夫・取組を実施」を選択された場合にご回答ください。

問3-7-1. 実施されている工夫・取組について、以下の枠内にその内容をご記入ください。(記述回答)

本シートの設問は以上です。次のシートのご回答をお願いいたします。